

令和3年第13回紋別市農業委員会総会（第1日）

- 1 開会日時 令和3年7月29日
開会午後1時32分

2 議事日程

- 日程第1 会期の決定
日程第2 報告第1号 農用地利用調整申出について
日程第3 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書の成立状況の確認について
日程第4 議案第2号 現況証明願について
日程第5 議案第3号 農用地利用集積計画の決定について
日程第6 議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第7 議案第5号 農地法第4条の規定による許可申請について
日程第8 議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請について

3 出席委員（13名）

議長	千葉好弘君	職務代理	富永克治君
2番	那須信利君	3番	砂原一夫君
5番	渡邊修君	7番	植田市子君
8番	壽見義忠君	13番	夏野善徳君
14番	柳澤路子君	15番	平石栄司君
17番	佐藤雅広君	18番	田中賢治君
19番	石田哲夫君		

4 欠席委員（6名）

1番	平野道教君	4番	岩田博教君
6番	武田政一君	9番	長谷川保君
12番	木原閱治君	16番	竹村勉君

5 事務局出席職員

事務局長	内田誠君	庶務係長	吉野久寿君
農地係長	安部勝喜君	庶務係兼農地係	渡邊崇雅君

午後1時32分 開会

○議長（千葉好弘君） それでは、これより第13回紋別市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員数は、13名であります。よって、開議の定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事録署名委員には、5番渡邊委員、13番夏野委員のご両名をご指名いたします。

ここで、事務局より諸般の報告を申し上げます。

事務局長。

○事務局長（内田 誠君） 本日の欠席委員でございますが、平野委員、岩田委員、武田委員、長谷川委員、竹村委員、木原委員より届け出がございます。

次に、本日の議事日程ですが、お手元に配付しております議事日程表のとおり日程第1から第8までとなっております。

以上で報告を終わります。

○議長（千葉好弘君） それでは、これより本日の議事に入ります。

日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本総会の会期は、本日1日間といたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

次に日程第2、報告第1号農用地利用調整申出についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

庶務係長。

○庶務係長（吉野久寿君） それでは報告第1号、農用地利用調整申出について、農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定に基づき、農用地の利用権設定等の調整申出書の提出が7件ありましたのでご報告いたします。

（総会議案に基づき朗読）

以上でございますが、詳細につきましては調整委員よりご説明がございます。

○議長（千葉好弘君） それでは、調整にあたっている委員さんより説明をお願いいたします。

1番及び2番について田中委員お願いいたします。

○18番（田中賢治君） まず1番の売買の件なんですが、調整が成立しまして●●●●さんに売買となりました。2番の件につきましては、本人の希望によりまして調整不成立、農地保有合理化事業へ移行となりますことを報告します。

○議長（千葉好弘君） ただいま田中委員より説明がございましたが、1番及び2番について質疑を行います。

何かご意見、ご質問はございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

質疑がないようですので、次に3番について那須委員お願いします。

○2番（那須信利君） 前回も借りていた●●●●さんに決まりましたので、よろしくお願いいたします。

○議長（千葉好弘君） ただいま那須委員より説明がございましたが、3番について質疑を行います。何かご意見、ご質問はございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

質疑がないようですので、次に4番及び5番について石田委員お願いいたします。

- 19番(石田哲夫君) 4番と5番につきましては同一世帯でございます。それで、それぞれ隣接地を持っている●●●●さん、●●●●さん、この両名に調整を成立させていただきましたのでご報告申し上げます。
よろしくお願いいたします。

- 議長(千葉好弘君) ただいま石田委員より説明がございましたが、4番及び5番について質疑を行います。
何かご意見、ご質問はございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

質疑がないようですので、次に6番及び7番について壽見委員お願いいたします。

- 8番(壽見義忠君) 6番及び7番は来月報告できると思います。継続でお願いします。
○議長(千葉好弘君) ただいま壽見委員より説明がございましたが、6番及び7番について質疑を行います。
何かご意見、ご質問はございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

質疑がないようですので、報告第1号を終了いたします。

次に日程第3、議案第1号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書の成立状況の確認についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

庶務係長。

- 庶務係長(吉野久寿君) それでは議案第1号、農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書成立状況の確認について、農地法第18条第6項の規定に基づき合意解約通知書の提出が1件ありましたので、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

(総会議案に基づき朗読)

- 議長(千葉好弘君) それでは、これより質疑を行います。本案について何かご意見、ご質問はございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

なければ質疑を終結いたします。

これより採決をいたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって原案のとおり決定いたしました。

次に日程第4、議案第2号現況証明願についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

庶務係長。

- 庶務係長(吉野久寿君) はい、議案第2号、現況証明願について、このことについて記載のとおり願出が6件ありましたので、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

なお資料は、総会資料の1ページから19ページまでとなっております。

(総会議案に基づき朗読)

- 議長(千葉好弘君) それでは、担当委員より説明をお願いいたします。

1 番及び 2 番について渡邊委員お願いします。

○5 番（渡邊修君） ●●●●さんの現況証明なんですけど、総会資料の 3 ページと 6 ページになるんですけども。3 ページ右側、508 の 1 等については、これ防風林等が生えております。真ん中あたりの 517 上からずっと細長くきて、これがほとんど山林です。6 ページの三角の小さいやつですね 710 の 1、これが三角のかどの下両側、交差点で 2 メートルくらい上の三角のほとんどの作業機が通れないような丸く草を刈って木が生えておりましたので、農地として利用されておられませんので、よろしくをお願いします。

○議長（千葉好弘君） ただいま渡邊委員より説明がございましたが、1 番及び 2 番について質疑を行います。何かご意見、ご質問はございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

よろしいですか。

質疑がないようですので、次に 3 番及び 4 番並びに 6 番について、佐藤委員お願いいたします。

○17 番（佐藤雅弘君） はい、3 番、4 番ですけども現地を確認したところ山林化になっており、農地としては利用されていない状況です。6 番ですが、住宅周りで農地としては利用していない状況を確認しましたので、よろしくをお願いします。

○議長（千葉好弘君） ただいま佐藤委員より説明がございましたが、3 番及び 4 番並びに 6 番について質疑を行います。何かご意見、ご質問はございませんか。

よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

質疑がないようですので、次に 5 番について、那須委員お願いします。

○5 番（那須信利君） はい、●●●●さんは今年搾乳を辞めまして、まだ牧草を稼業としてやって農業者としてやっていますけれども、改めて農地の部分で農地じゃない部分、農地じゃなくて農地じゃない部分、その逆の部分の改めましてはっきりしたいということで、事務局に航空写真で手書きをしていただきまして、明確にここに記載されている通り 244 の 1 から 252 まで、総会資料の 16 ページになりますけれども、一つずつ説明しませんが、農地でありながら使えない部分が下のところの面積になっています。一つずつ確認しましたが木が生えていたり、何十年も使っていないような部分で、これは農地として認められない部分と認められます。この上の部分ですね。下の部分の 246 から 6 の 3 までと言うのは、宅地とか保安林とかになってますけれども、その部分で農地として草刈などして農地として使ってる部分ですので、それも現地行って確認しましたので、確かに農地として使われていました。そういうことでどう説明しているか、こういう感じなんですけれど。

（「修正したってこと」と呼ぶ者あり）

修正っていうのか、なんて言うのかな。改めて面積をはっきりさせたいということで、はい。

○議長（千葉好弘君） ただいま那須委員より説明がございましたが、5 番について質疑を行います。何かご意見、ご質問はございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

よろしいですか。

なければ質疑を終結いたします。

これより 1 番ないし 6 番の 6 件を一括採決いたします。

お諮りいたします。

1 番ないし 6 番は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって原案のとおり決定いたしました。

次に日程第 5、議案第 3 号農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

本案の 1 番は、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により、植田委員が議事参与制限に該当いたしますので、よろしくお願ひいたします。

それでは事務局の説明を求めます。

庶務係長。

○庶務係長(吉野久寿君) 議案第 3 号、農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定により、紋別市より求められた 2 件の農用地利用集積計画について議決を求めるものでございますので、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

(総会議案に基づき朗読)

○議長(千葉好弘君) それでは、これより質疑を行います。1 番及び 2 番について何かご意見、ご質問はございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

よろしいですか。

なければ質疑を終結いたします。

これより 1 番及び 2 番の 2 件を一括採決いたします。

お諮りいたします。

1 番及び 2 番は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって原案のとおり決定いたしました。

次に日程第 6、議案第 4 号農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

庶務係長。

○庶務係長(吉野久寿君) 議案第 4 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請が記載のとおり 2 件提出されましたので、議決を求めるものでございます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

資料は、総会資料の 20 ページから 27 ページまでとなっております。

(総会議案に基づき朗読)

以上でございますが、詳細につきましては渡邊主任よりご説明申し上げます。

○議長(千葉好弘君) 渡邊主任。

○庶務係兼農地係主任(渡邊崇雅君) それでは、ご説明いたします。

資料は 20 ページからとなります。こちらは●●●●さん所有の農地を●●●●へ売買するものであります。21 ページには対象地の地図、22 ページには地番図を付けております。次に 23 ページの農地法第 3 条の調査書に基づき、譲受人が農地法第 3 条第 2 項の各号に規定する不許可要件に該当しないか否かを審査

した結果、いずれの不許可要件にも該当しないと考えます。

続きまして、資料 24 ページからとなります。こちらは●●●●で保有しておりました農地を●●●●さんへ売買するものであります。25 ページには対象地の地図、26 ページには地番図を付けております。次に 27 ページの農地法第 3 条の調査書に基づき、譲受人が農地法第 3 条第 2 項の各号に規定する不許可要件に該当しないか否かを審査した結果、いずれの不許可要件にも該当しないと考えます
以上です。

○議長（千葉好弘君） それでは担当委員より補足説明等がございましたら、ご発言願います。

売買の 1 番について、壽見委員何かございますか。

○8 番（壽見義忠君） はい、今までも現在も使われておまして、特に問題ないと思います。

○議長（千葉好弘君） それでは 1 番について質疑を行います。何かご意見、ご質問はございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

質疑がないようですので、売買の 2 番について、富永代理お願いします。

○11 番（富永代理） この土地は市の持ち物で、●●●●さんの土地の中にあるもので、それで使ってくれないかということで、話が持ち上がって成立したものです。よろしく願いいたします

○議長（千葉好弘君） それでは 2 番について質疑を行います。何かご意見、ご質問はございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

なければ質疑を終結いたします。

これより 1 番及び 2 番の 2 件を一括採決いたします。

お諮りいたします。

1 番及び 2 番は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって原案のとおり決定いたしました。

次に日程第 7、議案第 5 号農地法第 4 条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

庶務係長。

○庶務係長（吉野久寿君） 議案第 5 号、農地法第 4 条の規定による許可申請について、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請が記載のとおり 1 件提出されましたので、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

なお、北海道農業会議への意見聴取を行い、本委員会及び北海道農業会議の判断が許可相当で一致した場合に限り、会長専決により許可書交付の議決も併せて求めるものでございます。

資料は、総会資料の 28 ページから 38 ページまでとなっております。

（総会議案に基づき朗読）

以上でございます。詳細につきましては渡邊主任よりご説明申し上げます。

○議長（千葉好弘君） 渡邊主任。

○庶務係兼農地係主任（渡邊崇雅君） はい、それでは説明いたします。

資料の 28 ページからとなります。29 ページには対象地の地図、30 ページには地番図、31 ページには利用計画図を付けております。32 ページから 34 ページには、建設する牛舎、堆肥舎、敷料乾燥施設の図面

となっております。次に 35 ページをご覧ください。本件につきまして、こちらの審査表に基づき審査したところですが、立地基準につきましては、農振法の農業振興地域整備計画における農用地区域内農地となっております。次に 36 ページの一般基準ですが、事業実施の確実性などについて項目ごとに審査したところですが、一番下の括弧 4、農振法の農業振興地域整備計画の変更については手続き中となっております、内容としては、現時点での用途が畑となっているものを、農業用施設用地に変更するものです。次に 37 ページは審査にあたり参照した添付資料の一覧となっております。次に 38 ページをご覧ください。

4 の例外許可事由の該当状況ですが、先程説明しました農業用施設用地への用途変更手続きが完了することを前提として、農用地利用計画において指定された用途、すなわち農業用施設用地に供するためということで、農地法第 4 条第 6 項に規定する例外許可事由に該当すると考えられます。

5 の総合判断としては、許可相当であると考えます。また、市より農業振興地域整備計画の変更に係る意見を求められた場合については、異存なしと回答してよろしいか、あわせてご審議願います。

以上です。

○議長（千葉好弘君） それでは担当委員より補足説明等がございましたら、ご発言願います。

本案について、那須委員何かございますか。

○2 番（那須信利君） 特にありませんけど、現況の牛舎がもう 50 年以上経っているということで、いつ壊れるかわからないんじゃないや早いうちに新しいもの建てる。またその状況ということで、よろしく願いいたします。

○議長（千葉好弘君） それでは、これより質疑を行います。本案について何かご意見、ご質問はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって原案のとおり決定いたしました。

次に日程第 8、議案第 6 号農地法第 5 条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

庶務係長。

○庶務係長（吉野久寿君） はい、議案第 6 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請が記載のとおり 1 件提出されましたので、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

なお、北海道農業会議への意見聴取を行い、本委員会及び北海道農業会議の判断が許可相当で一致した場合に限り、会長専決により許可書交付の議決も併せて求めるものでございます。

資料は、総会資料の 39 ページから 47 ページまでとなっております。

（総会議案に基づき朗読）

以上でございますが、詳細につきましては渡邊主任よりご説明申し上げます。

○議長（千葉好弘君） 渡邊主任。

○庶務係兼農地係主任（渡邊崇雅君） はい、それでは説明いたします。

資料の 39 ページからとなります。40 ページには対象地の地図、41 ページには地籍図、42 ページには利用計画図を付けております。43 ページは、建設する牛舎の図面となっております。次に 44 ページをご覧ください。本件につきまして、こちらの審査表に基づき審査したところです。立地基準につきましては、農振法の農業振興地域整備計画における農用地区域内農地となっております。次に 45 ページの一般基準ですが、事業実施の確実性などについて項目ごとに審査したところです。一番下の括弧 4、1 ヘクタール以下の農業用施設を建設する場合の軽微な変更については手続き中となっております、内容としては、現時点での用途が農地となっているものを、農業用施設用地に変更するものです。次に 46 ページは審査にあたり参照した添付資料の一覧となっております。次に 47 ページをご覧ください。

4 の例外許可事由の該当状況ですが、先程説明しました農業用施設用地への用途変更手続きが完了することを前提として、農用地利用計画において指定された用途、すなわち農業用施設用地に供するためということで、農地法第 5 条第 2 項に規定する例外許可事由に該当すると考えます。

5 の総合判断としては、許可相当であると考えます。また、市より農業振興地域整備計画の変更に係る意見を求められた場合については、異存なしとして回答してよろしいか、あわせてご審議願います。

以上です。

○議長（千葉好弘君） それでは担当委員より補足説明等があれば、ご発言願います。

本案については、竹村委員が欠席のため事務局から何かございますか。

農地係長。

○農地係長（安部勝喜君） はい、竹村委員さんより連絡がありまして、農業用施設用地への転用ということで問題ないと思われるとのことでした。よろしく願いいたします。

○議長（千葉好弘君） それでは、これより質疑を行います。本案について何かご意見、ご質問はございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

よろしいですか。なければ質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって原案のとおり決定いたしました。

これで議案の審議はすべて終了いたしました。

以上をもちまして、第 13 回紋別市農業委員会総会を閉会いたします。

午後 2 時 3 分 閉会